

近代化基金運営要領

(一社)山口県トラック協会
資金運用委員会

1 近代化基金の考え方

近代化基金の運営に当たっては、運輸事業振興助成交付金（以下「交付金」という。）の趣旨を遵守し、資金運用の効率化、交付額の格差要因の是正、管理システムの合理化等を配慮し、トラック運送事業の公平な振興を図るものでなければならない。

それがためトラック運送事業の振興助成のために交付された交付金の一部を基金に積立てし、融資を通じトラック運送事業の近代化・合理化を図るとともに輸送力の増強を図り、地域経済の発展ならびに国民経済の安定に寄与するものである。

2 近代化基金の運営機構

(1) 運営機構の基本理念

この近代化基金は、地方税法に定める軽油引取税の税率改正に伴い、トラック運送事業の近代化促進のための振興を図ることを目的に設定されたものである。

したがって、地方自治体から交付された交付金は、多額にして、かつ貴重な資金であるので基金の管理運用に当たっては、その責務の「重大性」を自覚し、業務運営全般にわたって「公正適確」を期するよう努めるものでなければならない。

さらにまた、業務運営については関係機関の意見を尊重し、監督機関の指導のもとに中立的立場を堅持するものとする。

(2) 資金運用委員会

基金の運用については前節の基本理念に基づき会長のもとに設置されている資金運用委員会によって基金の円滑な運営を行う。なお、委員会の運営要綱は別途定めるものとする。

資金運用委員会は、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）に設置される経営改善委員会と緊密な連携をとり運営されるものとする。

(3) 資金運用委員会に付託する任務

- ① 基金運用に係る契約等の基本的事項に関する事項
- ② 融資に係る事業計画の適確性の検討および指導に関する事項

③ その他基金運用に付帯する一切の事項

3 基金業務の運営方法

(1) 融資業務については、トラック運送事業の公平な振興を図るために、一般社団法人山口県トラック協会（以下「この法人」という。）の委任に基づき全ト協が株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）本店と契約を締結するものとする。

(2) 基金による融資方法は、利子補給による融資制度とする。

(3) 利子補給の方法

この制度による融資については、基金運用益及び全ト協利子補給助成交付金により、次に定めるところにより利子を補給するものとする。

① 利子補給率

- ・ 一般貸出（期間一年以上の融資）

平成23年度までの融資推薦分

個別企業体 年0.8%

共同 体 年0.8%

平成24年度～26年度までの融資推薦分

個別企業体 年0.6%

共同 体 年0.6%

平成27年度～28年度までの融資推薦分

個別企業体 年0.4%

共同 体 年0.4%

平成29年度以降融資推薦分

個別企業体・共同 体

毎事業年度1月の商工中金の長期プライムレートに3分の1を乗じた利率（%の小数点第2位を四捨五入）を翌事業年度の利子補給率とする。

(注) 平成29年度融資推薦分からこの算式を適用し、それ以前の融資推薦分については推薦時の利子補給率を適用する。

② 実施に係る留意事項

イ 既往貸出金については、なお従前のおりとする。

ロ この法人は、毎事業年度の一定期日に所定の様式に基づいて、融資申込みを公募（推薦）するものとする。

ハ 公募の方法は、この法人から会員に対し文書をもって行う。

ニ この法人は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条又は第35条の許可を受けた貨物自動車運送事業者、その共同体及びその持株会社（傘下の貨物運送事業者に係る資金調達を行う者に限る。以下同じ）（以下「事業者」という。）からの融資申込みを受理した場合は、事業計画の適確性等を検討し、妥当と判断されたもののうちこの法人の融資枠の範囲内において推薦決定を行い、会員に通知するものとする。

ホ この法人において融資推薦決定した場合は、所定の様式に基づいて商工中金本・支店に報告するものとする。

ヘ 融資を受けようとするものは、この法人の推薦決定通知書写しを添付し、最寄りの商工中金本店または支店に対し借入申込みをするものとする。

ト 商工中金は、独自の立場で借入申込み案件を審査し、その結果をこの法人に対しすみやかに報告するものとする。

チ この法人は、商工中金からの報告を受理し、その適否について関係事業者に対し通知するものとする。

リ この法人にあって、その融資枠を超えて融資を実施しなければならない特別の事由がある場合は、その旨の理由書を添付し、交付金運営中央委員会に申し出るものとする。

(4) 低公害車および省エネ関連機器導入に係る融資の特例

① 低公害車（CNG・ハイブリッド車）および省エネ関連機器導入に係る融資の利子補給については、3基金業務の運営方法（3）利子補給の方法にかかわらず、基金運用益のほか、利子補給助成金等により次のとおり行うものとする。

ア 利子補給率

平成23年度までの融資推薦分

個別企業体 年1.2%

共同体 年1.2%

平成24年度～26年度までの融資推薦分

個別企業体 年1.0%

共同体 年1.0%

平成27年度～28年度までの融資推薦分

個別企業体 年0.6%

共同体 年0.6%

平成29年度以降融資推薦分

個別企業体・共同体

毎事業年度1月の商工中金の長期プライムレートに3分の1を乗じた利率（%の小数点第2位を四捨五入）を翌事業年度の利子補給率とする。

(注) 平成29年度融資推薦分からこの算式を適用し、それ以前の融資推薦分については推薦時の利子補給率を適用する。

- ② 前項の低公害車（CNG・ハイブリッド車）に適合する自動車検査証（写し）または省エネ関連機器の売買契約書（写し）を添付すること。

(5) ポスト新長期等規制適合車導入に係る融資の特例

- ① ポスト新長期等規制適合車導入に係る融資の利子補給に、については、3基金業務の運営方法（3）利子補給の方法にかかわらず、基金運用益のほか、利子補給助成金等により次のとおり行うものとする。

ア 融資対象 ポスト新長期規制適合車又は平成28年排出ガス規制適合車で、平成27年度燃費基準を達成した車両の導入

イ 利子補給率

平成23年度までの融資推薦分

個別企業体	年1.2%
共同 体	年1.2%

平成24年度～26年度までの融資推薦分

個別企業体	年0.9%
共同 体	年0.9%

平成27年度～28年度までの融資推薦分

個別企業体	年0.6%
共同 体	年0.6%

平成29年度以降融資推薦分

個別企業体・共同 体

毎事業年度1月の商工中金の長期プライムレートに3分の1を乗じた利率（%の小数点第2位を四捨五入）を翌事業年度の利子補給率とする。

(注) 平成29年度融資推薦分からこの算式を適用し、それ以前の融資推薦分については推薦時の利子補給率を適用する。

ウ 融資対象事業の定義

ポスト新長期規制適合車とは「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示」（平成20年3月25日国土交通省告示第348号）による改正後の「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成14年7月15日国土交通省告示第619号）に定める排出基準値に適合する事業用貨物自動車をいう。

エ 平成28年排出ガス規制適合車とは「道路運送車両の保安基準」「道路運送車

両の保安基準の細目を定める告示」等の一部を改正する告示(平成27年7月1日)による改正後の「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成14年7月15日国土交通省告示第619号)に定める排出基準値に適合する事業用貨物自動車をいう。

- ② 前項のポスト新長期規制及び平成28年排出ガス規制に適合する自動車検査証(写し)を添付すること。

4 基金の管理

(1) 基金の繰入れ

毎事業年度交付される「運輸事業振興助成交付金」受給額のうち、この法人において定めた額を近代化基金に繰り入れするものとする。

(2) 基金の管理

近代化基金は、商工中金に預託し、この法人の会長がこれを管理するものとする。

(3) 基金の管理方法

預託する近代化基金は商工中金における利付商工債券・割引商工債券・定期預金等の固定性預金に預託するものとする。

(4) 受取利息の帰属

近代化基金の預託によって発生する受取利息は、この法人(特別会計)に帰属するものとする。

5 近代化基金による設備資金の融資

(1) 制度の趣旨

この融資制度は、近代化基金創設の基本的理念に則りトラック運送事業の振興を図るために近代化・合理化の促進、輸送力の増強および従業員の福祉施設の整備のために「長期低利」の設備資金の供給を行うために設けられた制度である。

(2) 融資対象者

近代化基金による資金の融資対象事業者は、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条または第35条の許可を得た貨物自動車運送事業者、その共同体及びその持株会社とする。

(3) 融資方法

融資推薦決定の通知を受けたものは、直ちに最寄りの商工中金本店または支店に、所定の様式に基づいて借入れ手続きをとるものとする。

(4) 融資対象事業

融資対象事業については次に定めるとおりとする。

- ① トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金
イ 近代化・合理化のための事務機器等の設置購入に要する資金を含む
ロ 設備の補修・改修に要する資金を含む
- ② 人材確保及び生産性向上のための設備資金
イ 福利厚生施設の整備に要する資金
ロ 荷役機械（テールゲートリフターの設置を含む）
- ③ 車両等の購入（代替を含む）及び車両の改造に要する資金
- ④ 低公害車及び省エネ関連機器導入（全ト協及びこの法人の導入促進助成事業対象となるCNG車・ハイブリッド車及びEMS・ドライブレコーダー等）
- ⑤ ポスト新長期規制適合車又は平成28年排出ガス規制適合車で、平成27年度燃費基準を達成した車両の導入に要する資金

(5) 融資条件

① 融資限度

融資限度については、トラック運送事業の公平な振興を図るとともに機会の均等を図ることを目的として次のとおり定めるものとする。

- イ 個別企業体の場合の最高限度額を3千万円とする。
- ロ 共同体の場合の最高限度額を1億円とする。

ただし、個別事業または共同事業にかかわる大規模プロジェクト（投資総額が1億円を超えるもの）の融資対象事業について経営改善委員会に申し出ることができる。

② 再融資の制限

再融資の制限として、事業者が再度この融資制度の適用を受けようとする場合は、既往の借入金が当初の約定に基づき正常な形で償還が実行されているものに限る。

③ 融資の場合の利率

この制度による借入金に対する利率は、商工中金の所定レートによるものとする。

④ 償還期間

この基金による設備資金の融資にかかる償還期間は10年以内とする。

車両は5年以内とする。

ただし、融資対象物件の減価償却年数が10年を下回る設備については法定耐用年数以内とする。

⑤ 据置期間

償還金の据置期間は、償還期間の6ヵ月以内とする。

⑥ 担保および保証人

この基金によって融資を受ける者は、商工中金の定める担保および保証人を必要とする。また、この法人においては債務保証を行わないものとする。

(6) 延滞利息の支払い責任

元金及び利息等の支払いが遅延することによって発生する延滞利息の支払い責任は、次の通り定めるものとする。

① 元金の返済に係るものについては、商工中金等の借入金約定により借入者が負担するものとする。

② この法人が利子補給によって支払いすべき利息が、遅延することによって発生する利息は、借入者が負担する利息の延滞分も含めて、この法人が支払の責任を負うものとする。

③ 借入者が遅延した場合は、この法人の利子補給額を含めた遅延利息について借入者が支払いの責任を負うものとする。

(7) 利子補給の制約

① 借入者（転貸方式により借り入れた事業者を含む）が正常な取引を維持することが困難であると判断される場合（例えば、銀行取引の停止、倒産、破産、営業権の譲渡、この法人の会員の資格を失ったときおよび正常な会員の義務を果たさない者等）は、委員長の承認により利子補給を打ち切るものとする。

② この制度による融資を受けたものが正当な理由なく申請に係る事業計画と異なるものに転用した場合は、利子補給を打ち切ると同時に、既往の利子補給分の繰上げ償還措置をとるものとする。

(8) その他

融資に係る一連の書式（融資申込書・推薦状・事業計画等）については別途定めるものとする。

附 則 平成30年3月23日改正

1 この要綱は、改正の日から施行する。

平成23年3月24日改正

- 2 この要綱3(5)ポスト新長期規制適合車導入に係る融資の特例は、平成23年6月1日から施行する。

平成24年3月26日改正

- 3 この要綱は、平成24年度融資分から適用する。

平成27年6月23日改正

- 4 この要綱は、平成27年度融資分から適用する。

平成29年3月24日改正

- 5 この要綱は、平成29年度融資分から適用する。

平成30年3月23日改正

- 6 この要綱は、平成30年度融資分から適用する。

昭和52年3月26日付 広陸自承第25号

昭和59年3月31日付 広陸自承第21号 改正点「5の(5)の①融資限度」

昭和61年8月4日付 中国自承第1136号 改正点「5の(5)の①融資限度」
「5の(5)の④償還期間」

昭和62年5月14日付 中国自承第250号 改正点「3の(3)利子補給の方法」

平成5年8月25日付 中国自承第65号 改正点「3の(3)利子補給の方法」
「5の(4)融資対象事業」

平成6年10月7日付 中国自承第63号 改正点「3の(3)利子補給の方法」

平成8年6月5日付 中国自承第21号 改正点「3の(3)利子補給の方法」

平成10年6月1日付 中国自承第21号 改正点「3の(3)利子補給の方法」

平成13年9月11日付 中国自承第20号 改正点「条文中の交付金運営を資金運用に変更」
「3の(3)の②利子補給の方法」

平成14年9月4日付 中国自貨第1017号 改正点「NOx法の改正に伴う条文」
「転貸し方式の導入」

平成15年6月6日付 中国自貨第117号 改正点「3の(3)の①一般貸出利子補給率」
「5の(5)の②再融資の制限」

平成20年12月2日付 中国自貨第476号 改正点「3の(3)の②実施に係る留意事項」
「3の(4)低公害車および省エネ関連機器
導入に係る融資の特例」
「5の(2)融資対象者」

平成23年5月27日付 中国自貨第49号 改正点「3の(5)ポスト新長期規制適合車導入に係る融資の特例」